

## 収集対象の基準【収集対象】

収集対象	備考	例
媒体：紙		
日本語でかかれたもの・日本国内で発行されたもの		
発行者：自治体・埋文センター・大学・法人調査組織等	ただし、編著・発行者が個人であっても、書名が発掘調査報告書・概報・概要等は対象とする	
発掘調査の報告書・概報・概要・速報	調査成果に関わるものを対象とする 研究論集は対象外とする	
遺跡地図・文化財地図	遺跡地図・遺跡分布図・埋蔵文化財の記載されている文化財地図は対象とする	
発掘調査の測量調査報告 等		○『保内三王山古墳群測量調査報告書』
遺跡・遺構の調査報告 集成・保存・整備・復元・保存管理計画 等	礎石・基壇・石畳・石垣・石仏・道標・石棺・窯跡 等も含む	○『柏崎の道標』
出土遺物の調査報告・集成・保存処理報告 等	出土文字資料(木簡)等も含む	○『新井市高柳字前田出土渡来銭報告書』
やきもの等で埋蔵文化財に関わるもの	埋蔵文化財調査の記載があれば対象とする 美術品のカタログ・展示品目録等は対象外とする	
各都道府県発行の県史跡名勝天然記念物		
〇〇の文化財	広報的なものは対象外とする 自治体刊行の基礎的なものは報告書でないが対象とする	